

## 第 2 1 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月8日(金) 午後3時00分～午後3時20分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
  - 1番 島田 信成
  - 2番 清水 和夫
  - 3番 松島 章倫
  - 4番 天谷 雄一
  - 5番 諸井 政男
  - 6番 武井 輝行
  - 7番 高田 洋子
  - 8番 天谷 豊
  - 9番 金子 節夫
  - 10番 横山 正行
4. 欠席委員
5. 事務局 事務局長 森戸栄一 係長 田中敏明 主任 大澤勇太
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 議案
    - 議案第 57号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)
    - 議案第 58号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について
    - 議案第 59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第3 報告
    - 報告第 27号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
    - 報告第 28号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
    - 報告第 29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下について
7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第21回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（森戸）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第21回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p>&lt;会長挨拶&gt;</p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号5番諸井政男委員、同じく6番武井輝行委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第57号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてを議題といたします。1番について、事務局より説明を願います。</p>
事務局（田中）	<p>議案第57号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。平成31年3月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから2ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。3月5日、2班の委員の皆様と現地確認調査をまいりました。現地は農地として適正に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく願います。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。2番について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（田中）</p>	<p>番号2番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、3ページから4ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。3月5日、2班の委員の皆様と現地確認調査をしてまいりました。現地は農地として適正に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。</p> <p>続きまして議案第58号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についてであります。1番については、農地法第5条第1項の規定による許可申請、4ページの2番と関連がありますので、一括審議したいと思います。1番について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（田中）</p>	<p>議案第58号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請があったので、意見の決定を求めます。平成31年3月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。当初計画者及び承継者、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、9ページから12ページを参照してください。</p> <p>続きまして、議案書4ページをご覧ください。議案第59号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p>

事務局（田中）	<p>であります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。平成31年3月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
6番（武井）	<p>6番、武井です。3月5日に事務局と2班で行いました。申請地については、大字中野字荒神地内、案内図は資料の9ページ、付近状況図は10ページを参照してください。申請地は住宅のすぐ南に位置し、第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第59号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（田中）	<p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、5ページから8ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
5番（諸井）	<p>5番、諸井です。3月5日に事務局と2班で行いまし</p>

5番（諸井）	<p>た。申請地については、大字石打字土井下地内、案内図は資料の5ページ、付近状況図は6ページを参照してください。申請地は畑として利用されており、分家住宅用地として転用したいとの申請内容です。農地区分は第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。3番について、事務局より説明願います。</p>
事務局（田中）	<p>番号3番。当初計画者及び承継者、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、13ページから16ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
10番（横山）	<p>10番、横山です。3月5日に事務局と2班で行いました。申請地については、大字中野字久保林地内、案内図は資料の13ページ、付近状況図は14ページを参照してください。申請地は第2種農地と判断され、周辺の状況は住宅地となっております。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、議事日程第3、報告第27号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（田中）</p>	<p>報告第27号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。平成31年3月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における4条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、17ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>続きまして、報告第28号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（田中）</p>	<p>報告第28号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告します。平成31年3月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、17ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>続きまして報告第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下についてであります。1番について事務局より報告をお願いします。</p>
<p>事務局（田中）</p>	<p>報告第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして、取下の出願があっ</p>

事務局（田中）

たので報告します。平成31年3月8日、邑楽町農業委員会  
会長、天谷豊。

番号1番。譲受人および譲渡人、土地の表示、転用目的、  
取下の理由等につきましては議案書記載の通りでございます。  
こちらの案件につきましては、平成30年6月の総会で議決され  
た分ではありますが、この度申請者から取下の出願がありまし  
たので、本総会に報告するものであります。以上です。

会長（天谷）

以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。  
これで第21回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容につ  
いて相違なきことを証するため署名捺印します。

平成31年4月9日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 諸井 政男

委員 武井 輝行